

郡山市地域福祉計画策定検討会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、協働により地域福祉の総合的な推進を図る郡山市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、調査及び検討を行うため、郡山市地域福祉計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること
- (3) 計画に係る調査等に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 検討会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

2 会長には保健福祉部次長、副会長には保健福祉総務課長をもって充てる。

3 会員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 別表に掲げる関係各課及び関係機関の職員
- (2) その他会長が指名する者

(会長等)

第4条 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、検討会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部	総務法務課長、防災危機管理課長
政策開発部	政策開発課長、広聴広報課長
財務部	財政課長
市民部	市民・NPO活動推進課長、男女共同参画課長、セーフコミュニティ課長
文化スポーツ部	文化振興課長、スポーツ振興課長
環境部	環境政策課長
保健福祉部	保健福祉総務課長、生活支援課長、障がい福祉課長、健康長寿課長、地域包括ケア推進課長、介護保険課長、保健所総務課長、保健所健康政策課長、保健所保健・感染症課長、保健所健康づくり課長
こども部	こども政策課長、こども家庭支援課長、保育課長
農林部	農業政策課長
産業観光部	産業政策課長
建設交通部	道路建設課長、住宅政策課長
都市整備部	都市政策課長
教育総務部	総務課長、生涯学習課長
学校教育部	学校管理課長、学校教育推進課長、総合教育支援センター所長
社会福祉法人郡山市社会福祉協議会	